生活の心得

この心得は、生徒の皆さんが本校の教育目標にのっとり、快適で充実した学校生活を送るための手引きです。本校生徒としての自覚と誇りをもって、健康な身体と豊かな人間性を育み、相互に人格を尊重しあい、人間として成長を目指すとともに、よりよい校風を創りあげましょう。

（１）学習とホームルーム

① 学習は生徒の本分であることを自覚し、常に自主的な学習活動を行い、学力の充実に努め、目標達成に全力をつくす。
② 毎日の授業を大切にし、積極的に取り組む。
③ 教室内は常に整頓し、清潔な雰囲気で気持ちよく授業を受けられるようにする。
④ ホームルームの活動は学校生活の基盤となる。秩序を保ち活気のある集団活動ができるように、各自が明るいホームルームづくりに協力する。
⑤ 学級委員をはじめ各委員は常に職員との連絡を密にし、円滑な学習活動が行われるように努める。

（２）登下校について

① 本校の始業時刻は 8 時 50 分とする。8 時 40 分には教室に入り、朝学習を開始する。
② 登下校の際は交通規則をよく守り、事故を起こさないよう十分注意する。
③ 自転車通学を希望する場合は、必ず願い出て許可を受ける。登録した自転車にはステッカーをつける。校内では、自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する。
④ オートバイ、自動車による登下校は禁止する。制服での運転も禁止する。
⑤ 在校時間帯にあっては原則として外出は禁止する。やむを得ず外出する場合は、担任及び関係職員の承諾を得て、かつ外出許可の証明を携帯する。
⑥ 下校時刻は、平日は 17 時とする。
⑦ 部活動で下校時刻以降在校するときは、関係職員の指導のもとに活動できる。18 時 30 分活動終了、下校時刻は、19 時とする。
⑧ 部活動等で休日登校する場合は、職員の指導のもとに活動する。

（３）欠席・遅刻・早退・欠課・見学・忌引について

① 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引で、あらかじめわかっている場合は、『すぐーる』で届け出る。
② 急な欠席・遅刻の場合は当日午前８時 25 分までに保護者等が『すぐーる』で連絡する。直接連絡を必要とする場合は、8:45～17:00 の間に学年の電話番号へ電話連絡する。

（１学年 48 期生）０４６－２３２－９３５３
（２学年 47 期生）０４６－２３２－９３５６
（３学年 46 期生）０４６－２３２－９３５９

③ 遅刻、早退の場合は、その理由を諸届欄に記入し、関係職員及び担任に届け出る。
④ 忌引日数は次のとおりとする。

１　父母が死亡したとき　５日
２　祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき　３日
３　伯叔父母、その他の親族が死亡したとき　１日

（４）服装、所持品について

① 服装については別に定める服装規定を守り、本校生徒としての品位を失わないように心がける。華美な化粧は控える。アクセサリーはしない。

② やむを得ない事情で規定の服装ができないときは、その旨を担任及び関係職員に願い出て、異装許可を受ける。

③ 所持品には氏名を記入し、全般に華美にならないように注意する。

④ 必要以上の金銭や、学習に関係のない物品は学校に持参しない。

⑤ 携帯電話やスマートフォンの校内持ち込みは認めるが、教科担当者の指示無く授業中に使用することは禁止する。

⑥ 貴重品は必ず身につけておくか、カギのかかるロッカーにしまう等、管理を徹底する。

⑦ 紛失品または拾得品があったときは、必ず担任または関係職員に届け出る。

（５）校内生活について

① 生徒は礼儀を守り、お互いにあいさつの励行を心がける。

② 公共物は特に大切に取り扱い、校内の整理整頓、清潔に努める。

③ 学校の施設または用具を使用する場合は、必ず関係職員の許可を受ける。使用後は所定の場所に返納し、その旨を報告する。

④ 公共物を破損あるいは紛失したときは、直ちに関係職員に届け出る。

⑤ 校内での集会の開催、印刷物の配布、掲示等にあたっては、あらかじめ関係職員に願い出て許可を受ける。掲示物に認印をもらう。

⑥ 校内で病気その他事故にあった場合は、直ちに関係職員に連絡して指示を受ける。保健室利用については利用規定に従う。

⑦ 放課後、最後まで残った者は使用した場所を整理整頓し、電源、戸締まり等に留意して下校する。

（６）校外生活について

① いかなる場合も、社会の一員として、また本校生徒としての誇りと自覚をもって、責任ある行動をする。

② アルバイトをする際は、担任にアルバイト届を提出する。

③ 校内外を問わず、飲酒、喫煙および暴力行為等は絶対に禁止する。また、不良行為にかかわらないよう、慎重な配慮と行動をとる。

④ 風紀上問題のある飲食店、娯楽施設等に立ち入ることは禁止する。

⑤ 夜間の外出は家族の承諾を必要とし、深夜の外出は神奈川県青少年保護育成条例に照らして禁止する。

（７）校内テスト受験について

① 座席は出席番号順に縦一列に並び、各人の机は、監督者の巡視ができるように間をあける。欠席者の机は空席とする。

② 筆記用具以外の所持品は鞄の中に入れ、椅子の下におく。

③ 携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等は電源を切り、鞄の中にしまう。

④ 下敷の使用は認めない。
⑤ 試験中は監督者の指示に従い、私語、物品の貸借、その他勝手な行動をしてはならない。
⑥ 質問その他用事があるときは、黙って手をあげ、監督者の指示を受ける。
⑦ 当該時間終了まで答案用紙の提出、退室は認めない。
⑧ 終鈴の鳴り始めと同時に記入を止めて筆記用具を置き、各列最後尾の生徒は番号順に答案用紙をまとめて提出する。
⑨ 試験期間中は一週間前より試験終了まで、生徒の職員室・印刷室への出入りは禁止する。

自転車通学者交通安全マニュアル

◯交通ルールの遵守

① 信号無視をしない。
② ２人乗りをしない。
③ 右側通行をしない。
④ 優先道路に出るときはいったん停止する。
⑤ 並列走行をしない。
⑥ 自転車走行中は携帯電話・スマートフォンは使用しない。
⑦ 雨の日に乗るならレインコートを着用する。傘差し運転は禁止する。
⑧ 夜間は必ずライトをつける。
⑨ イヤホンで音楽等を聴きながら自転車に乗らない。
⑩ ヘルメット着用を推奨する。

◯事故に遭った時の対応

① 警察に連絡をする。
② 目撃者がいたら，住所・氏名・連絡先を聞く。
③ 相手の住所・氏名・連絡先を必ず聞く。自分の住所・氏名・連絡先も相手に知らせておく。
④ 相手がバイク，車のときはナンバーを控える
⑤「交通事故報告書」を担任に提出する。（諸届要項参照）

◯人や車に衝突し，事故を起こした時

① 相手の怪我の状態を確認し，必要なときは救急車を呼ぶ。
② 警察に連絡をする。
③ 目撃者がいたら，住所・氏名・連絡先を聞く。
④「交通事故報告書」を担任に提出する。（諸届要項参照）

◯事故現場に居合わせたとき

① 負傷者の救護を進んで行う。
② ひき逃げ事故を見かけたときは，車のナンバー，特徴を警察に連絡する。